

令和 7 年度

公共下水道事業

比和处理区

比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事

仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施工箇所 庄原市比和町木屋原地内

工 事 概 要

工 事 名	比和处理区 比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市比和町木屋原地内						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単 位	摘 要
				当 初	変 更		
	機械設備工事						
		機器費	第6類 汚泥脱水機	1.0		台	1,100kg / 台
			第4類 無機系凝集剤原液タンク	1.0		台	
			第7類 鋼製加工品	1.0		箇所	手摺
		小配管据付	SUS304TP Sch40 15A	5.02		m	
			SUS304TP Sch40 50A	4.48		m	
			SUS304TP Sch20S 80A	3.35		m	
			SUS304TP Sch20S 100A	4.75		m	
		電気設備工事					
		機器費	ポリ鉄貯留タンク液位計（電極式）	1.0		台	
			作業用分電盤（屋内型掛形 W500*H600*D300）	1.0		面	
			低圧ケーブル 600V EM-CE 3.5sq 3c	25.5		m	
			制御ケーブル EM-CEE-S 1.25sq 2c	25.8		m	
			その他電線管 600V EM-IE 3.5sq	33.4		m	
			電線管類 HIVE28mm 露出	7.04		m	
		HIVE22mm 露出	8.30		m		

令和 7 年度

比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事

庄原市比和町木屋原

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	下水道ポンプ場 令和06年度
工種区分	機械設備	変更回数	
単価適用年月日	令和 7年 8月 1日付 公共	単価地区	51:庄原市(旧総領町,旧東城町,旧高野町を除く)
機損適用年月日	令和 7年度 公共	歩掛適用年月日	令和 7年 8月 下水道

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	設定区分無し
現場環境改善費	設定区分無し
冬期補正	設定区分無し
緊急工事補正	設定区分無し
前払支出割合区分	35%を超える場合
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
機械設備01	1	式				
【機器費】	1	式				
機器費(設計技術費対象)	1	式				
汚泥脱水機 多重板型スクリーブレス脱水機	1	台				
無機系凝集剤原液タンク PE製 立型 円筒タンク	1	台				
鋼製加工品 脱水機架台 手摺	1	箇所				
【据付工事】	1	式				
輸送費	1	式				
輸送費(汚泥脱水機)	1	式				
輸送費(無機系凝集剤原液タンク)	1	式				
材料費	1	式				
直接材料費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
小配管	1	式				
ステンレス鋼鋼管 SUS304TP Sch40 15A	5.02	m				
ステンレス鋼鋼管 SUS304TP Sch40 50A	4.48	m				
ステンレス鋼鋼管 SUS304TP Sch20S 80A	3.35	m				
ステンレス鋼鋼管 SUS304TP Sch20S 100A	4.75	m				
付属材料費率		%				
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP 16mm*4m	2.83	本				
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP 25mm*4m	0.38	本				
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 HIVP 40mm*4m	1.14	本				
付属材料費率		%				
一般管(VP)(JISK6741)PE 呼び径125(140×7.0) 参考質量4.464kg/m	6.5	m				
付属材料費率		%				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
小配管弁類						
	1	式				
仕切弁 50A FC/SUS JIS10K	1	個				
仕切弁 80A FC/SUS JIS10K	2	個				
逆止弁 15A PVC JIS10K	2	個				
ダイヤフラム弁 15A PVC JIS10K	5	個				
ダイヤフラム弁 25A PVC JIS10K	1	個				
ダイヤフラム弁 40A PVC JIS10K	1	個				
安全弁 15A PVC JIS10K	1	個				
風量調整ダンパ 125A PVC JIS5K	1	個				
たわみ継手 125A PVC	1	個				
補助材料費						
	1	式				
労務費						
	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
一般労務費	1	式				
普通作業員		人				
設備機械工		人				
配管工		人				
機械設備据付労務費	1	式				
機械設備据付工標準賃金		人				
複合工費	1	式				処:
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t DID区間無 運搬距離17.0km以下	2,477	t			P 1号	
スクラップ控除 ヘビー H1	2,477	t				
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t DID区間無 運搬距離32.5km以下	0,046	t			P 2号	
廃プラスチック受入費 大型土のう袋 見積	0,1	m3				処:
直接経費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
機械経費(率化)	1	式				
仮設費(率化)	1	式				
仮設費	1	式				
仮設 脱水機 (積上げ)	1	式				
脱水機リース料 多重板型スクリーブレス脱水機	1	式				
基本管理料	1	式				
返納整備費	1	式				
輸送費(仮設 汚泥脱水機) 往復 多重板型スクリーブレス脱水機	1	式				
直接工事費計(据付工事)	1	式				
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
据付間接費	1	式				
据付工事原価	1	式				
設計技術費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				金銭的保証を必要とする
消費税等相当額	1	式				
合計						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
電気設備01	1	式				
【機器費】	1	式				
機器費(設計技術費対象)	1	式				
ポリ鉄貯留タンク液位計 電極式	1	台				
作業用電源盤 汚泥管理棟	1	面				
【据付工事】	1	式				
材料費	1	式				
直接材料費	1	式				
材料	1	式				
低圧ケーブル	1	式				
低圧ケーブル 600V EM-CE 3.5sq 3c	25.5	m				
制御ケーブル	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
制御ケーブル(遮蔽付) EM-CEE-S 1.25sq 2c	25.8	m				
その他電線	1	式				
600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 EM-IE 3.5sq	33.4	m				
電線管類	1	式				
電線管類 HIVE28mm 露出	7.04	m				
電線管類 HIVE22mm 露出	8.3	m				
補助材料費	1	式				
労務費	1	式				
電工		人				
電気通信技術者		人				
複合工費	1	式				
機械設備附帯電気設備 ケーブルナゲット	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
現場発生産及び支給品運搬 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t DID区間無 運搬距離17.0km以下	0.01	t			P 1号	
スクラップ控除 ヘビー H1	0.01	t				
直接経費						
機械経費(率化)	1	式				
仮設費(率化)	1	式				
直接工事費計(据付工事)	1	式				
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
据付(技術者)間接費	1	式				
据付(機器)間接費	1	式				
据付工事原価	1	式				
設計技術費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				金銭的保証を必要とする
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】							
現場発生産品及び支給品運搬 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t							1 t 当り
(DID区間無 ,運搬距離17.0km以下)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			13.79				
トラック[クレーン装置付] ^ -トラック2t積 吊能力2.9t			13.79				
【労務】			83.40				
運転手(特殊)			42.15				
特殊作業員			41.25				
【材料】			2.81				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			2.81				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 トラック機種 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t [J5] = 7 片道運搬距離(km) 17.0km以下				[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無			

比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
現場発生産品及び支給品運搬 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t							1 t 当り
(DID区間無 ,運搬距離32.5km以下)							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			13.79				
トラック[クレーン装置付] ^ -トラック2t積 吊能力2.9t			13.79				
【労務】			83.40				
運転手(特殊)			42.15				
特殊作業員			41.25				
【材料】			2.81				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			2.81				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 トラック機種 クレーン装置付2t積 吊能力2.9t [J5] = 11 片道運搬距離(km) 32.5km以下				[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無			

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」））
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-1-27, 1-1-2-20 週休二日の対応
 - ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
 - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
 - ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等		特記仕様書第1章総則で読みかえる用語等	
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負代金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要し

ないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を申請することができる。

ただし、令和7年4月3日付「災害復旧工事における特例措置」の期間にあつては、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととする。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること
 - (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、密接に関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められたものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
- (1) 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務の承認を取消すものとする。
- (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 5 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置要件の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。

一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。

 - (1) 下請契約金額の総額が 5,000万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
 - (2) 請負代金額 4,500万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。
 - (3) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満）は、この工事を含めて3件までとする。
 - (4) 請負金額が 4,500万円以上 1億円未満の工事で建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、主任技術者が兼務できる工事件数は、この工事を含めて2件以内とする。
- 2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の誓約書の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「6. 誓約書」によらず、次のとおり取り扱う。

「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。

 - (1) 請負代金額が 4,500万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合

- 配置する主任技術者又は監理技術者について、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書。
- (2) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、次の〔1〕又は〔2〕に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在 3 件（本件工事は含まない。）以上の工事に配置していない旨の誓約書。
- 〔1〕 500万円以上 4,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上 9,000万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者
〔2〕 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

第 6 節 中間検査

本工事は、中間検査の対象工事とし、実施については次のとおり取り扱う。

- 1 中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期選定は、監督職員が行う。
- 2 原則として、請負代金額が 1,000万円以上 1億円未満の工事は、中間検査を 1 回実施し、1億円以上の工事は 2 回実施する。ただし、災害復旧工事等については、請負代金額が 5,000万円以上 1億円未満の工事について、中間検査を 1 回実施し、1億円以上の工事は、2 回実施する。

第 7 節 情報共有システム

本工事は、情報共有システムの利用対象工事であり、実施については土木工事共通仕様書 1-1-1-25 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 8 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月 広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 9 節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 10 節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファル

ト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

1 0 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

1 1 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

1 2 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

1 3 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 2 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事
(比和浄化センター)

特 記 仕 様 書
(機 械)

令和7年度

庄 原 市

目 次

第1章	総 則	1
第2章	汚泥脱水設備	6
§ 1	汚泥脱水機	6
§ 2	無機系凝集剤原液タンク	7
§ 3	ポリ鉄貯留タンク液位計	8
第3章	撤去工	9
§ 1	撤去機器	9
§ 2	撤去鋼製加工品類	9
§ 3	撤去配管	9
第7章	仮設工事	10
§ 1	汚泥脱水機	10
第8章	電気設備工事	10
§ 1	一般事項	10
§ 2	工事範囲	11
§ 3	据付工事	11

第1章 総則

第1条 工事仕様

1. 本工事は、契約図書及び以下の設計図書に基づき施工する。
 - (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、下記による。
 - 1) 機械設備工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）（令和 6 年版）
 - 2) 機械設備標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）（令和 6 年版）
 - 3) 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
 - (2) 本工事に含まれる土木工事及び電気設備工事は、別途特記仕様書等による。
2. 特記仕様
 - (1) 特記事項の各項目は、項目番号の前に■印の付いたものを本工事に適用する。
 - (2) 特記事項に記載される内容が複数ある事項については、■印の付いたものを適用し、□印の付いたものは適用しない。
 - (3) 特記事項に記載された内容が関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、諸法令等の遵守（一般仕様書第 137 条）の規程を優先する。

第2条 工事概要

1. 工事名
〔 比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事 〕
2. 本工事の概要
〔 本工事は、比和浄化センターのストックマネジメント計画で改築対象となった脱水機他の機器更新工事である 〕
3. 工事場所
〔 広島県庄原市比和町木屋原地内 〕
4. 計画概要
全体計画処理水量 〔 計画 1 日最大処理水量：400m³/日 〕
処理法等 〔 プレハブ式オキシデーションディッチ法 〕
5. 工事内容
本工事における機械設備工事の工事内容は、下表において■印のものとする。

【比和浄化センター】

新設	増設	改築	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	汚泥脱水設備

6. 施工条件明示

隣接工事又は関連工事の概要

工事名	工期（予定）	工事概要	備考
比和浄化センター・スクリーンユニット他更新工事	令和7年・月・日 ～ 令和・年・月・日	比和浄化センター内のスクリーンユニット他機器更新工事	
比和浄化センター 返送汚泥ポンプ更新工事	令和・年契約締結日 ～令和・年・月・日	比和浄化センター内の返送汚泥ポンプ更新工事	

第3条 一般事項

■ 1. 本工事は、改築工事である。

- (1) 既存施設を十分調査の上、既設施設の設計思想を理解し、施設全体の機能を十分発揮させるようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器製作、施工を行う。
- (2) 工事現場においては、現地作業内容手順等を十分検討のうえ、養生等事前処置及び復旧を適切に実施し、既設機器の運転に支障がないように工事を行う。

■ 2. 環境条件

標高（約 386 m）

■ 寒冷地

騒音規制区域について

■ 指定なし（ dB）敷地境界

悪臭規制区域について

■ 指定なし

第4条 総合試運転

■ 本工事は、総合試運転を含んでいない。

■ 第5条 積上げ積算項目

本工事には、積上げ積算項目が含まれている。内容は「複合工等 積上げ積算項目」を参照。

■ 第9条 重要仮設処理設備の事故防止対策

- (1) 重要仮設処理設備の定義

重要仮設処理設備は、ポンプ場の機能や処理施設の重要な機能を担う仮設ポンプ設備、仮設配管、仮設電気設備等で、これらの仮設処理設備に事故等が発生した場合、汚水の流出及び処理機能の停止や低下を招く恐れのあるもの。

(2) 重要仮設処理設備の施工計画の留意事項

- 1) 受注者は、重要仮設処理設備の施工計画の作成に先立って、現地調査を行い、調査結果を監督職員に報告すること。
- 2) 受注者は、重要仮設処理設備に関する施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
なお、施工計画書においては、以下の事項に留意すること。
 - ①重要仮設処理設備の機能が停止した場合、代替機能が確保されていること、又は被害防止の対応ができること。
 - ②重要仮設処理設備に関する運転・保守管理計画、事故防止対策、事故発生時の減災対策（資機材の現場備蓄、資機材の調達、簡易水質測定キットの備え等）、緊急連絡体制等を整備すること。
 - ③重要仮設処理設備に関する水理計算、容量計算、圧力計算等を実施すること。
 - ④重要仮設処理設備の使用期間をできる限り短くした工程の検討を行うこと。
 - ⑤重要仮設処理設備の運転開始は、緊急対応を考慮し、原則として週末、連休前を避けた工程計画とすること。

(3) 重要仮設処理設備の運転開始前の留意事項

- 1) 重要仮設処理設備への切替え方法、運転管理、緊急連絡、緊急体制等について協議・調整すること。
- 2) 土砂流入の可能性等の現場条件を踏まえた点検を実施すること。
- 3) 本設に準じた仮設配管の圧力試験を実施すること。
- 4) 本設を停止する前に重要仮設処理設備の試運転を実施すること。
- 5) 重要仮設処理設備の事故を想定した訓練を実施すること。

(4) 重要仮設処理設備の運転期間中の留意事項

- 1) 定期的及び現場立会い時に重要仮設処理設備を点検するとともに運転・保守管理状況を監督職員に報告し、異常が認められた場合は速やかな対策を行うこと。
- 2) 台風の通過、接近や大雨等が予想される場合、重要仮設処理設備の点検及び警戒体制又は非常体制をとること。
- 3) 台風、大雨等の警報発令解除後及び震度4以上の地震発生時には、速やかに重要仮設処理設備を点検するとともに、点検結果を監督職員に報告すること。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

■第 11 条 アスベスト含有の調査等

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令 21 号 令和 5 年 10 月改正厚生労働省令第 29 号）に基づく解体等の作業を行うときは、事前調査を行い、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和 4 年版（以下、改修工事標準仕様書（建築工事編）という。）1.5.1(イ) により調査結果を監督職員へ提出する。調査の結果、設計図書と異なる場合は、改修工事標準仕様書 1.5.1(ウ) による。

(1) 建物の完成年度

■〔比和町水質管理センター建設工事〕 平成 16 年（西暦 2004 年）

(2) 設備工事の完成年度

■〔比和町水質管理センター水処理設備工事〕 平成 16 年（西暦 2004 年）

(3) アスベスト含有の有無

■ダクトフランジ用ガスケット 含有 非含有 不明

■配管の成型保温材（主にエルボ部分） 含有 非含有 不明

■バルブのガスケット 含有 非含有 不明

(4) 分析調査

■行わない

ただし、ダクト、配管、機器を撤去する場合、フランジ用ガスケット、保温材、機器等にアスベストが含有しているか否かを、石綿障害予防規則に従い目視確認する。（ただし、昭和 60 年度以前竣工の建築物については、アスベストが含有しているものとして取り扱う。）

■第 13 条 発注図データの貸与

(1) 完成図書作成等の利用に供するため、発注図面の CAD データを受注者に貸与する。

(2) 提供する CAD データは、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

(3) 図面と CAD データの内容に相違がある場合は、図面の内容が優先する。

第2章 汚泥脱水設備

§1 多重板型スクリュプレス脱水機

1. 使用目的

多重板型スクリュプレス脱水機は、オキシデーションディッチ法及び長時間エアレーション法の余剰汚泥を連続脱水するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	多重板型スクリュプレス脱水機	
(2) 汚泥性状	汚泥種類： TS 0.3 %、 VTS 82 %、 粗蛋白質 %、 繊維状物 (100 メッシュ) %、 アニオン度 m・eq/g・TS	標準汚泥 標準外汚泥 (選択)
(3) スクリュ軸	約φ200× 1本 (脱水機架台 1本用)	今回(全体時)
(4) ろ過速度	7 kg-DS/本・h	スクリュ軸1本当りの能力
(5) 薬注率	両性高分子凝集剤 3.0 %以下 無機凝集剤 (ポリ鉄 15 %以下)	40%溶液製品として 11%溶液製品として
(6) 脱水汚泥含水率	83 WB%以下	
(7) 総合出力	3.257 kW	(参考)
(8) 電源	200 V× 60 Hz× 3 φ	
(9) 数量	1 基	

3. 標準仕様書の適用

第12章 第6節 §1

4. 標準仕様書選択項目及び範囲 (該当項目を○で囲む)

凍結防止装置

a) 有 b) 無

5. 特記事項

§ 2 無機凝集剤貯留タンク

1. 使用目的

無機凝集剤貯留タンクは、無機凝集剤の原液を貯留するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	円筒立型 PE タンク	
(2) 寸 法	φ 660 mm× 780 mmH	参考寸法
(3) 容 量	最大貯留容量 0.2 m ³	有効容量 m ³ 以上
(4) 数 量	1 基	

3. 特記事項

(1) 液比重は、1.5以下、耐震係数は、1.0G とする。

§ 3 ポリ鉄貯留タンク液位計

1. 使用目的

無機凝集剤原液タンクの液位を測定するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	電極式	
(2) 極 数	3 P	
(3) 測定対象物	薬液 (ポリ鉄)	
(4) 材 質	SUS316L	
(5) 数 量	1 台	

第3章 撤去工

§1 撤去機器

1. 機器仕様及び施工範囲

番号	名称	仕様	出力 (kW)	数量	備考
1	汚泥脱水機	多重板型スクリーブレス脱水機、7kg・DS/本・h	4.325	1	
2	無機系凝集剤原液 タンク	FRP製立型円筒タンク 0.5m ³	-	1	

§2 撤去鋼製加工品類

1. 機器仕様及び施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	脱水機架台手摺	汚泥脱水機室	図面参照	SS400	1	

§3 配管工

1. 配管仕様及び施工範囲

番号	配管名称	材質	口径	施工範囲	備考
1	ドレン管	HIVP	φ20～φ40	脱臭機械室 汚泥ポンプ室	
2	汚泥管	SUS304TP	80A、50A	汚泥脱水機室	
3	排水管	SUS304TP	100A、50A	汚泥脱水機室	

4	薬液管（高分子凝集剤）	HIVP	φ 20	汚泥脱水機室	
5	薬液管（ポリ鉄）	HIVP	φ 16、φ 20	汚泥脱水機室	
		SUS304TP	15A		
6	脱臭ダクト	VP	φ 100	汚泥脱水機室	

第7章 仮設工事

§ 1 汚泥脱水機

1. 概要

汚泥脱水機の更新工事期間中、汚泥脱水が実施できなくなること及び、適正な汚水処理が困難になることから、工事期間中、仮設の脱水機を設置するものとする。

2. 仮設工事

- ①仮設脱水機を設置し、汚泥脱水を実施する。

第8章 電気設備工事

§ 1 一般事項

本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。

受注者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 建設業法
- (4) 公害対策基本法
- (5) 水質汚濁防止法
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 悪臭防止法
- (8) 下水道法
- (9) 電気事業法
- (10) 道路交通法

(11)騒音規制法

(12)その他関係法令、条例

受注者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。

(1)日本電機工業会規格（JEM）

(2)日本電気規格調査会標準規格（JEC）

(3)その他関連の規格

工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、請負者において迅速に処理するものとする。

§ 2 工事範囲

1. 脱水設備工事

本工事は、既設脱水機設備関係の改築工事を行うもので、内容は下記の通りである

(1) 脱水機供給汚泥量計

(2) ポリ鉄貯留タンク液位計

(3) 作業用電源盤(2)

(4) その他上記に伴う機器の撤去及び諸工事

2. 試運転調整

本工事は上記工事完了後行うもので、内容は下記の通りである。

(1) 実負荷運転試験

(2) データ通信試験

(3) その他必要な試験

本設備工事の施工範囲は、上記の設計・製作・搬入・据付・配管・配線及び塗装工事並びに試運転調整及びそれにより生ずる手直しまでの一切を行うものとする。

§ 3 据付工事

1. 概要

本工事は、既設脱水機設備関係の改築工事を行うもので、内容は下記の通りである

(1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書および設計図書に基づき、関係法令、

規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全性および通行人等の第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

- (2) 機器の搬入・据付の際は、機器本体・構造物に対して損傷を与える事のないように注意すること。
- (3) 機器の据付の詳細については、施工図を提出の上、監督員の指示を受けること。

2. 電気設備工事

(1) 盤の据付

- 1) 自立形盤は水平に据付くように調整のうえ、アンカーボルトで基礎ベース上に堅牢に固定すること。
- 2) 装柱形盤は所定の金具で柱に強固に取付けのこと。

(2) 電線管工事

- 1) 電線管は施工場所により適正な材料を使用すること。
- 2) 地中埋設部については埋設シートを敷設のこと。

(3) 配線工事

- 1) 配線は目的により適正なケーブルを使用すること。
- 2) 各端子への接続は圧着端子で行うこと。
- 3) 機器専用ケーブル及び延長ケーブルの長さについては、事前に現地確認を行い十分な延長を考慮すること。

3. その他

その他不明な事項は監督員と協議を行い施工すること。

比和浄化センター 汚泥脱水機他更新工事
(比和浄化センター)

特記仕様書
(電気)

令和7年度

庄原市

目 次

1	総則	1
1.1	適用範囲	1
1.2	一般事項	1
1.3	納品図書	1
1.4	検査	1
1.5	材料保管	2
1.6	保証期間	2
2	電気設備	2
2.1	概要	2
2.2	工事範囲	2
2.3	POD 設備	3
3	据付工事	4
3.1	概要	4
3.2	電気設備工事	4
3.3	その他	4
4	運転操作方案	4

1 総 則

1.1 適用範囲

本特記仕様書は、分流式下水道の雨水を除く汚水用として、除塵設備が無く組立式マンホールの中に水中汚水ポンプを2台設置したマンホールポンプ設備工事に適用する。

1.2 一般事項

- (1) 本仕様書に特に定めていない事項については監督員との打合せによるものとする。
- (2) 受注者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - 1) 労働基準法
 - 2) 労働安全衛生法
 - 3) 建設業法
 - 4) 公害対策基本法
 - 5) 水質汚濁防止法
 - 6) 大気汚染防止法
 - 7) 悪臭防止法
 - 8) 下水道法
 - 9) 電気事業法
 - 10) 道路交通法
 - 11) 騒音規制法
 - 12) その他関係法令、条例
- (3) 受注者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - 1) 日本産業規格（J I S）
 - 2) 日本電機工業会規格（J E M）
 - 3) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
 - 4) その他関連の規格
- (4) 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得、請負者において迅速に処理するものとする。

1.3 納品図書

- (1) 納品図書は、製作仕様書、外形図、構造図、据付図、電気結線図、及びその他の必要な図面より成り、各2部ずつ（返却用1部を含む）提出するものとする。
- (2) 納品図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正納品図書を、前記要領で再提出するものとする。

1.4 検査

- (1) 工事完了後、現場にて実負荷試験、データ通信試験等を行うこと。

1.5 材料保管

工事の竣工まで機器、材料の保管の責任は請負者にあるものとする。

1.6 保証期間

- (1) 機器の保証期間は規定による引渡しを受けた日から1箇年とする。
- (2) 保証期間内に明らかに請負者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、受注者の責任において直ちに修理または取替をしなければならない。

2 電気設備

2.1 概要

2.1.1 工事内容

本設備工事は、改築工事に必要な電気設備を施工するもので、その内容は下記の通り。

- (1) POD設備工事
- (2) 試運転調整

本設備工事の施工範囲は、上記の設計・製作・搬入・据付・配管・配線及び塗装工事並びに試運転調整及びそれにより生ずる手直しまでの一切を行うものとする。

2.1.2 施工業者

本工事は現状の施設の機能全てを維持しながら施工を行うため、各種機器や制御盤類の動作状況の把握を確実に行う必要がある。よって、施設に対する専門知識を有し、施設の運転操作に精通した業者において施工を行うこと。

2.2 工事範囲

2.2.1

2.2.1 POD設備工事

本工事は、既設POD設備関係の改築工事を行うもので、内容は下記の通りである。

- (1) 作業用電源盤(2)
- (2) その他上記に伴う諸工事

2.2.2 試運転調整

本工事は上記工事完了後行うもので、内容は下記の通りである。

- (1) 実負荷運転試験
- (2) データ通信試験
- (3) その他必要な試験

2.7 POD設備

2.7.1 機器仕様

(3) 作業用電源盤(2)

1) 使用目的：本盤は、脱水機室内で作業用工具類を使用する際の電源盤である。

2) 形式：屋内鋼板製閉鎖壁掛型

3) 数量：1面

4) 材質：SPHC（板厚2.3mm以上）

5) 寸法：設計図を参照し、承諾図により決定

6) 収納機器： 1) 盤面

表示灯(WL) 1個

銘板類 1式

ハンドル（鍵付き） 1式

その他必要なもの 1式

2) 盤内

漏電遮断器 3P 50AF 15AT 1台

コンセント 3P 1台

端子台 8P 1台

端子台 3P 1台

端子台 3P 1台

スペースヒータ 1個

銘板類 1式

ヒューズ 1式

7) 付属品： 製造業者標準 1式

3 据付工事

3.1 概要

- (1) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書および設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに作業の安全性および通行人等の第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
- (2) 機器の搬入・据付の際は、機器本体・構造物に対して損傷を与える事のないように注意すること。
- (3) 機器の据付の詳細については、施工図を提出の上、監督員の指示を受けること。

3.2 電気設備工事

- (1) 盤の据付
 - 1) 自立形盤は水平に据付くように調整のうえ、アンカーボルトで基礎ベース上に堅牢に固定すること。
 - 2) 装柱形盤は所定の金具で柱に強固に取付けのこと。
- (2) 電線管工事
 - 1) 電線管は施工場所により適正な材料を使用すること。
 - 2) 地中埋設部については埋設シートを敷設のこと。
- (3) 配線工事
 - 1) 配線は目的により適正なケーブルを使用すること。
 - 2) 各端子への接続は圧着端子で行うこと。
 - 3) 機器専用ケーブル及び延長ケーブルの長さについては、事前に現地確認を行い十分な延長を考慮すること。

3.3 その他

その他不明な事項は監督員と協議を行い施工すること。

産廃集計表

類 別	項 目	仕 様 (形状・寸法)	単位重量	撤去数量	計上数量	頁
スクラップ						
金属くず	機器等		2,310 kg	1 式	2,310.0 kg	
金属くず計					2,310.0 kg	
ステンレス	SUS304TP Sch40	15A	1.3 kg/m	4.80 m	6.3 kg	
	SUS304TP Sch40	50A	5.50 kg/m	5.88 m	32.3 kg	
	SUS304TP Sch20S	80A	8.48 kg/m	4.27 m	36.2 kg	
	SUS304TP Sch20S	100A	11.00 kg/m	8.4 m	92.4 kg	
ステンレス計					167.2 kg	
機械設備工事分 小計					2477.2 kg	
ケーブルナゲット処理	600V CV3.5sq-3C		0.210 kg/m	25.5 m	5.4 kg	
	CVV 1.25sq-2C		0.125 kg/m	24.6 m	3.1 kg	
	IV 3.5sq		0.045 kg/m	33.4 m	1.5 kg	
ケーブルナゲット処理計					10.0 kg	
電気設備工事分 小計					10.0 kg	
スクラップ 集計					2487.2 kg	
廃プラスチック						
廃プラスチック	PE	22	3.99 kg/m	7.1 m	28.3 kg	
	PE	28	2.47 kg/m	7.0 m	17.3 kg	
					45.6 kg	
廃プラスチック 計					45.6 kg	
廃プラスチック 集計					0.1 m ³	
機械設備工事分 小計					(0.35 t / m ³)	

様式 3

直接労務費集計表 (1 / 1)

(据付)

項 目		普通 作業員	設備 機械工	配 管 工	左 官 工	溶 接 工	ダクト工	電 工	技 術 者	機械設備 据付工
機器等据付工	(P.)	0.834	0.147							7.511
電気機器等据付工	(P.)							5.587	1.480	
鋳鉄管(350φ以下)据付工	(P.)									
鋳鉄管(400φ以下)据付工<人力>	(P.)									
同上 <クレーン類使用>	(P.)									
大口径鋼管据付工	(P.)									
小配管据付工	(P.)			12.035						
合計人数		0.834	0.147	12.035				5.587	1.480	7.511

(撤去)

項 目		普通 作業員	設備 機械工	配 管 工	左 官 工	溶 接 工	ダクト工	電 工	技 術 者	機械設備 据付工
機器等据付工	(P.)	0.686	6.237							
電気機器等据付工	(P.)							2.691		
鋳鉄管(350φ以下)据付工	(P.)									
鋳鉄管(400φ以下)据付工	(P.)									
同上 <クレーン類使用>	(P.)									
大口径鋼管据付工	(P.)									
小配管据付工	(P.)			5.954						
合計人数		0.686	6.237	5.954				2.691		

据付及び撤去工 人工		1.52	6.384	17.989				8.278	1.480	7.511
------------	--	------	-------	--------	--	--	--	-------	-------	-------

項 目		普 通 作業員	設 備 機械工	配 管 工	左 官 工	溶 接 工	ダクト工	電 工	技 術 者	機械設備 据 付 工
総人工数①+②		1人	6人	17人				8人	1人	7人

【注】職種別人工数の集計ごとに、有効数字3桁とし、次の位及び小数点以下は切り捨てる。

様式 8-1-2

鋼管・小配管据付工 (2/2)

管種 (D-1) : 塩化ビニール管

(更新)

呼び径 mm	給水用(屋内)配管			給水用(屋外)配管			排水通気用配管			呼び径 mm
	設計数量 (m)	配管工		設計数量 (m)	配管工		設計数量 (m)	配管工		
		歩掛(人/m)	人員(人)		歩掛(人/m)	人員(人)		歩掛(人/m)	人員(人)	
16	10.260	0.09	0.923		0.07					
20										20
25							1.36	0.11	0.149	25
30										30
40							4.130	0.11	0.454	40
50										50
65										65
75										75
100										100
125							6.500	0.34	2.210	125
150										150
200										200
250										250
300										300
小計			0.923						2.813	小計

(C) 計	配管工	0.923+0+2.813	3.736
-------	-----	---------------	-------

(A)~(D) 合計	配管工	(A) (B) (C) (D)	
---------------	-----	--------------------------	--

【注】人員は、小数点第4位切捨て、小数第3位までとする。

管材：ステンレス鋼鋼管

(更新)

管 口 種 径	スケルトンNo. 付属材料率	8	9	10	11	13					計	補完率 (65A以下×1.1 倍)	数量
SUS304TP 15A	材	1.40			4.56						4.56	5.02	5.02
		0.10											
	据 付	屋 内			4.56						4.56	-	4.56
		屋 外 埋 設 既 設											
SUS304TP 50A	材	1.40	2.92	1.15							4.07	4.48	4.48
		0.10											
	据 付	屋 内	2.92	1.15							4.07	-	4.07
		屋 外 埋 設 既 設											
SUS304TP 80A	材	1.40	3.35								3.35	-	3.35
		0.10											
	据 付	屋 内	3.35								3.35	-	3.35
		屋 外 埋 設 既 設											
SUS304TP 100A	材	1.40		4.75							4.75	-	4.75
		0.10											
	据 付	屋 内		4.75							4.75	-	4.75
		屋 外 埋 設 既 設											

【注】補正した歩掛は、標準歩掛の有効桁数と同一とし、以下は切り捨てる。

管材：塩化ビニル管

(更新)

管 口 種 径	スケルトンNo. 付属材料率		8	9	10	11	13				計	補完率 (65A以下×1.1 倍)	数量
	材	料											
HIVP φ16	材	1.35			7.38	2.88					10.26	11.29	11.30
	料												
HIVP φ16	据	屋 内			7.38	2.88					10.26	-	10.26
	付	屋 外 排水通気 既 設											
HIVP φ25	材	1.35				1.36					1.36	1.50	1.50
	料												
HIVP φ25	据	屋 内											
	付	屋 外 排水通気 既 設				1.36					1.36	-	1.36
HIVP φ40	材	1.35			4.13						4.13	4.54	4.54
	料												
HIVP φ40	据	屋 内											
	付	屋 外 排水通気 既 設			4.13						4.13	-	4.13
VP φ125	材	1.35					6.50				6.50	-	6.50
	料												
VP φ125	据	屋 内											
	付	屋 外 排水通気 既 設					6.50				6.50	-	6.50

【注】 補正した歩掛は、標準歩掛の有効桁数と同一とし、以下は切り捨てる。

管材：ステンレス鋼鋼管

(撤去)

管 種 口 径	スケルトンNo. 付属材料率	109	110	111	112	114					計	補完率 (65A以下×1.1 倍)	数量
		SUS304TP 15A	材 料	1.70									
1.35													
1.00													
据 付	屋 内					4.80					4.80	-	4.80
	屋 外												
	埋 設 既 設												
SUS304TP 50A	材 料	1.70											
		1.35											
		1.00											
	据 付	屋 内	5.88								5.88	-	5.88
屋 外													
埋 設 既 設													
SUS304TP 80A	材 料	1.70											
		1.35											
		1.00											
	据 付	屋 内	3.35	0.92							4.27	-	4.27
屋 外													
埋 設 既 設													
SUS304TP 100A	材 料	1.70											
		1.35											
		1.00											
	据 付	屋 内		8.40							8.40	-	8.40
屋 外													
埋 設 既 設													

【注】 補正した歩掛は、標準歩掛の有効桁数と同一とし、以下は切り捨てる。

管材：塩化ビニル管

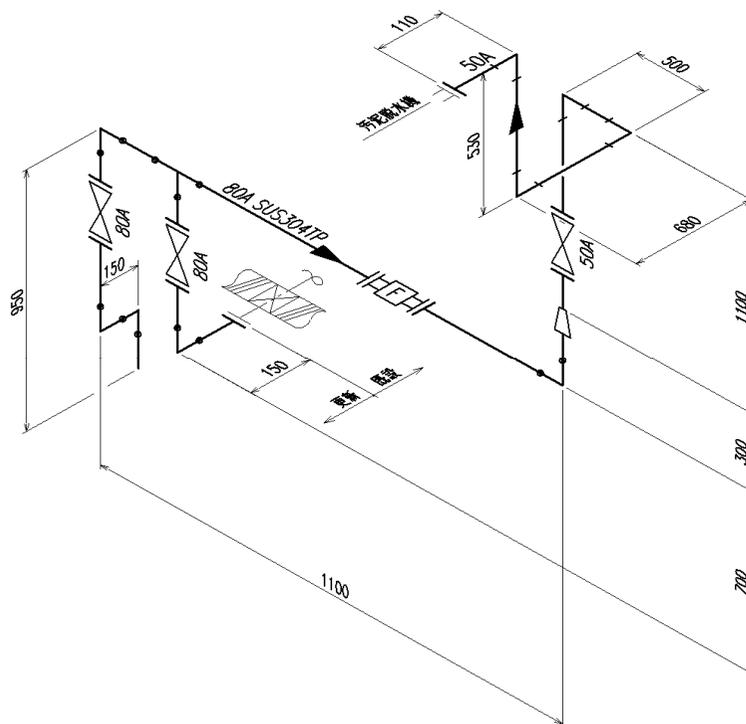
(撤去)

管 種 口 径	スケルトンNo. 付属材料率		109	110	111	112	114					計	補完率 (65A以下×1.1 倍)	数量
	HIVP φ16	材 料	1.70											
1.35														
1.00														
据 付		屋 内				0.10						0.10	-	0.10
	屋 外 排水通気 既 設													
HIVP φ20	材 料	1.70												
		1.35												
		1.00												
	据 付	屋 内			6.36	4.17						10.53	-	10.53
屋 外 排水通気 既 設					1.33						1.33	-	1.33	
HIVP φ40	材 料	1.70												
		1.35												
		1.00												
	据 付	屋 内												3.22
屋 外 排水通気 既 設				3.22							3.22	-		
VP φ100	材 料	1.70												
		1.35												
		1.00												
	据 付	屋 内												5.19
屋 外 排水通気 既 設					5.19						5.19	-		

【注】補正した歩掛は、標準歩掛の有効桁数と同一とし、以下は切り捨てる。

スケルトン

No.	管名称
8	汚泥管(更新)



電気設備据付

形式	口径(mm)	箇所数
電磁流量計	80	1

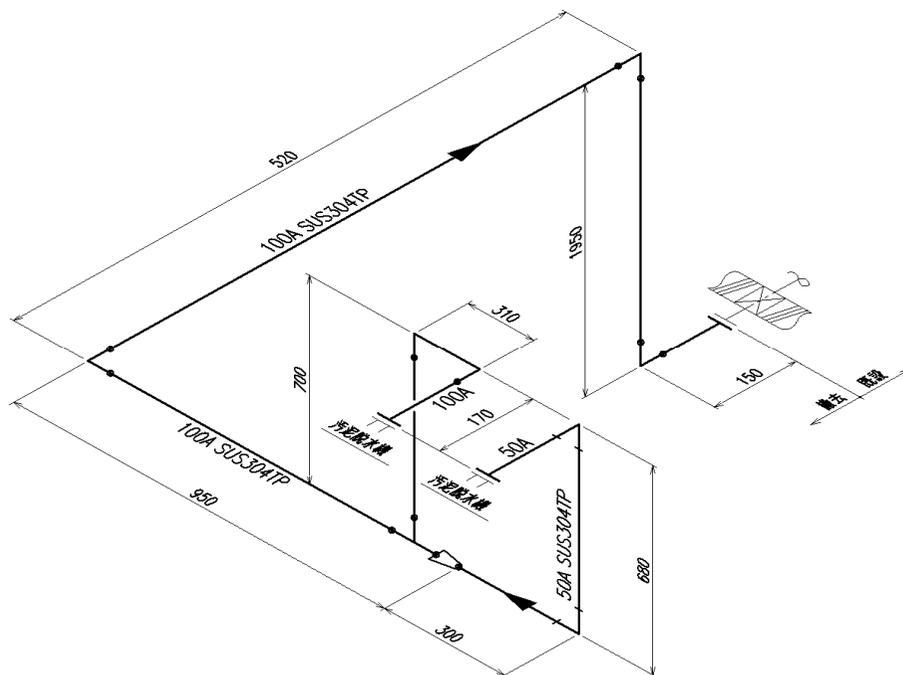
小配管

管種	口径(mm)	配管場所	区分	支持材	塗装	被覆	錯綜	配管長 (m)	
SUS-TP(Sch20)	80	屋内配管	設置	○	-	-	-	0.15+0.7+1.1+0.95+0.15+0.3	3.350
SUS-TP(Sch40)	50	屋内配管	設置	○	-	-	-	1.1+0.5+0.68+0.53+0.11	2.920

小配管弁・継手類

型式	口径(mm)	個数
手動仕切弁(FC/SUS)10K	75(80)	2
手動仕切弁(FC/SUS)10K	50	1

No.	管名称
9	排水管(更新)



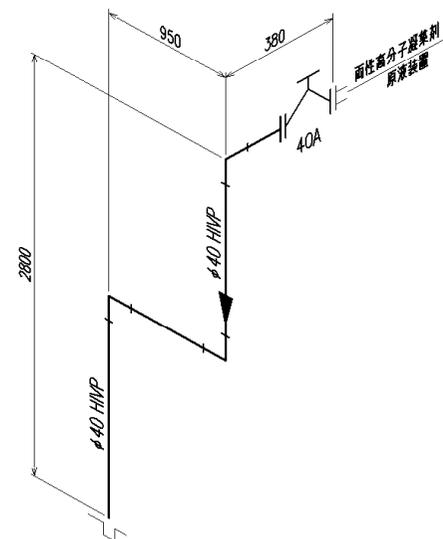
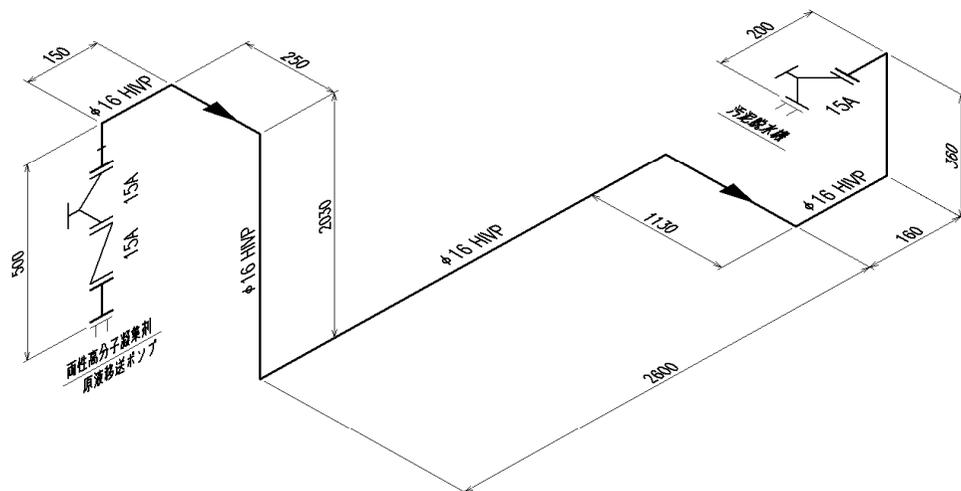
小配管

管種	口径 (mm)	配管場所	区分	支持材	塗装	被覆	錯綜	配管長 (m)	
SUS-TP(Sch20)	100	屋内配管	設置	○	-	-	-	0.17+0.31+0.7+0.95+0.52+1.95+0.15	4.750
SUS-TP(Sch40)	50	屋内配管	設置	○	-	-	-	0.17+0.68+0.3	1.150

小配管弁・継手類

型式	口径(mm)	個数

No.	管名称
10	薬液管(高分子凝集剤)(更新)



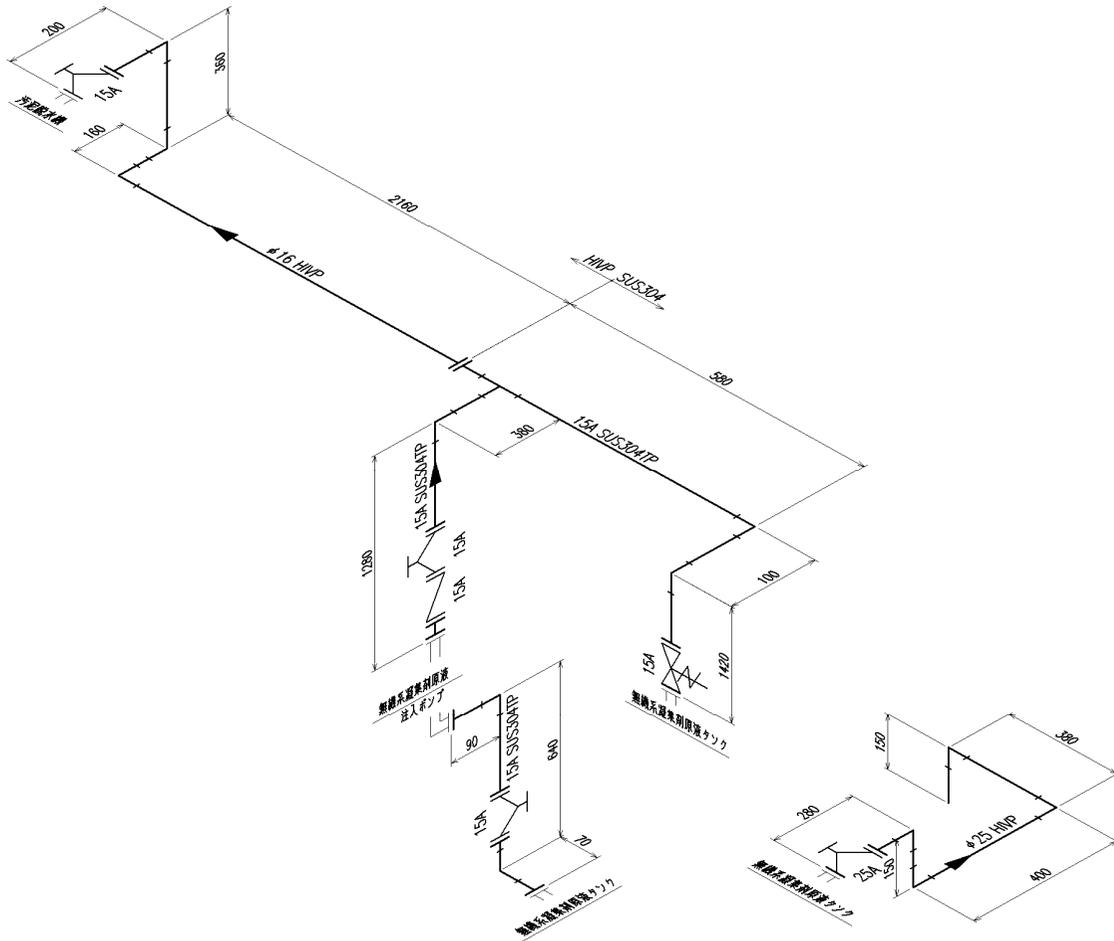
小配管

管種	口径(mm)	配管場所	区分	支持材	塗装	被覆	錯綜	配管長 (m)	
HVP	16	給水用(屋内)	設置	○	-	-	-	0.5+0.15+0.25+2.03+2.6+1.13+0.16+0.36+0.2	7.380
HVP	40	排水・通気用	設置	○	-	-	-	0.38+0.95+2.8	4.130

小配管弁・継手類

型式	口径(mm)	個数
手動ダイヤフラム弁(PVC_テフロン_ウェア)	15	2
逆止弁(PVC)	15	1
手動ダイヤフラム弁(FC_テフロン_ウェア)	40	1

No.	管名称
11	薬液管(ホリ鉄)(更新)



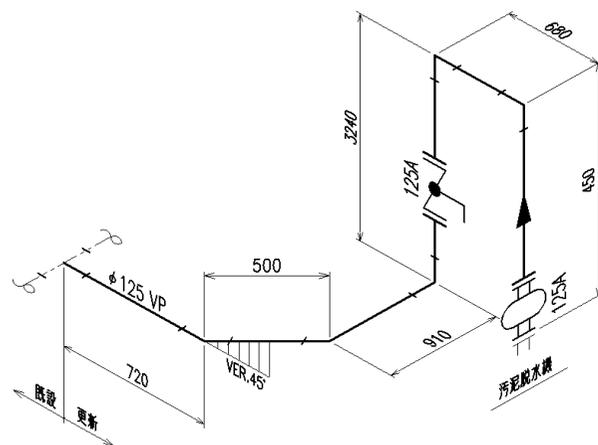
小配管

管種	口径 (mm)	配管場所	区分	支持材	塗装	被覆	錯綜	配管長 (m)	
SUS-TP(Sch40)	15	屋内配管	設置	○	-	-	-	0.07+0.64+0.09+1.28+0.38+0.58+0.1+1.42	4.560
HVP	16	給水用(屋内)	設置	○	-	-	-	2.16+0.16+0.36+0.2	2.880
HVP	25	排水・通気用	設置	○	-	-	-	0.28+0.15+0.4+0.38+0.15	1.360

小配管弁・継手類

型式	口径(mm)	個数
手動ダイヤフラム弁(PVC_テフロン_ウエア)	15	3
手動ダイヤフラム弁(PVC_テフロン_ウエア)	25	1
安全弁	15	1
逆止弁(PVC)	15	1

No.	管名称
13	脱臭ダクト(更新)



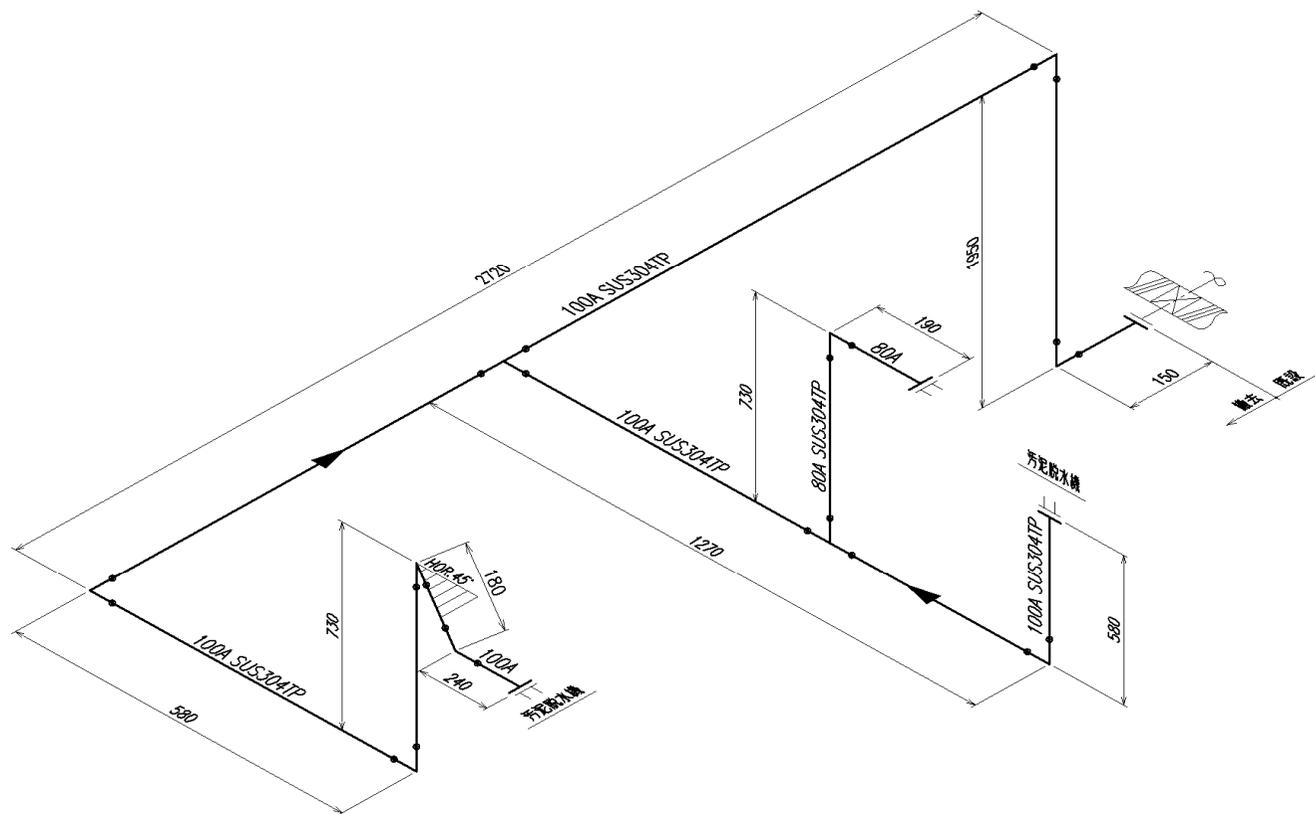
小配管

管種	口径 (mm)	配管場所	区分	支持材	塗装	被覆	錯綜	配管長 (m)	
VP	125	排水・通気用	設置	○	-	-	-	0.45+0.68+3.24+0.91+0.5+0.72	6.500

小配管弁・継手類

型式	口径(mm)	個数
風量調整ダンパ(塩ビ)	125	1
たわみ継手	125	1

No.	管名称
110	排水管(撤去)



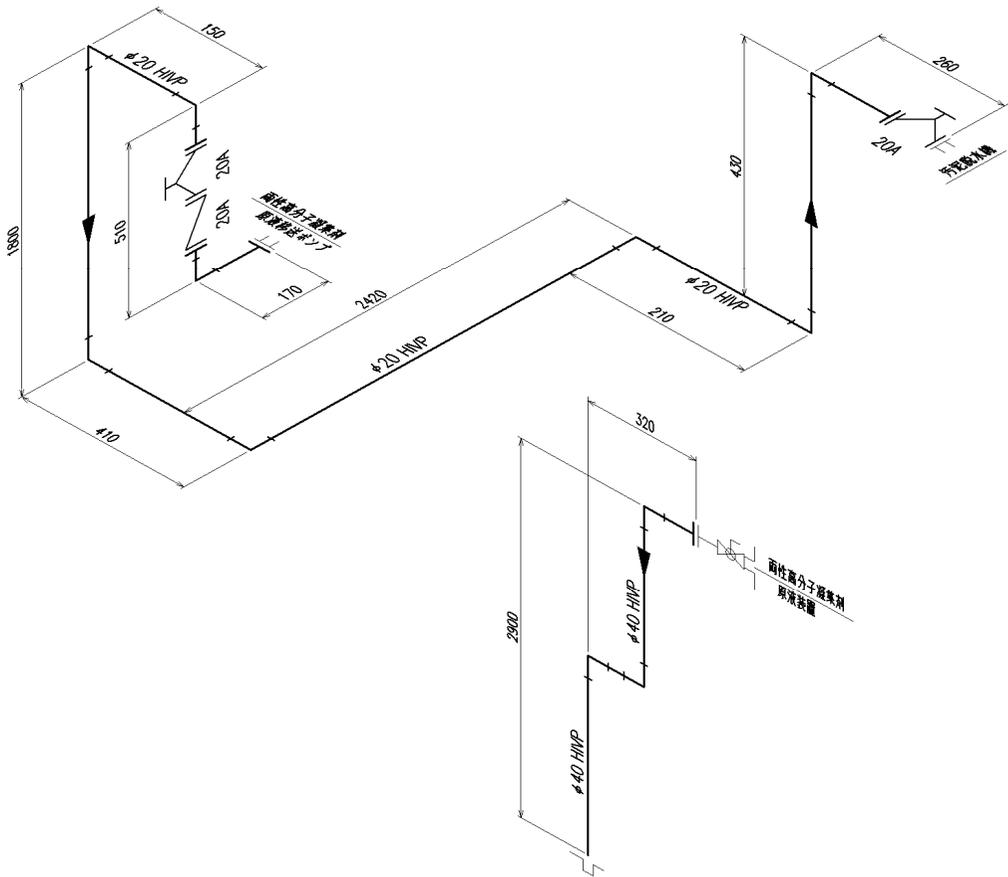
小配管

管種	口径 (mm)	配管場所	区分	支持材	塗装	被覆	錯綜	配管長 (m)	
SUS-TP(Sch20)	100	屋内配管	撤去(再使用なし)	-	-	-	-	0.24+0.18+0.73+0.58+2.72+0.58+1.27+1.95+0.15	8.400
SUS-TP(Sch20)	80	屋内配管	撤去(再使用なし)	-	-	-	-	0.19+0.73	0.920

小配管弁・継手類

型式	口径(mm)	個数

No.	管名称
111	薬液管(高分子凝集剤)(撤去)



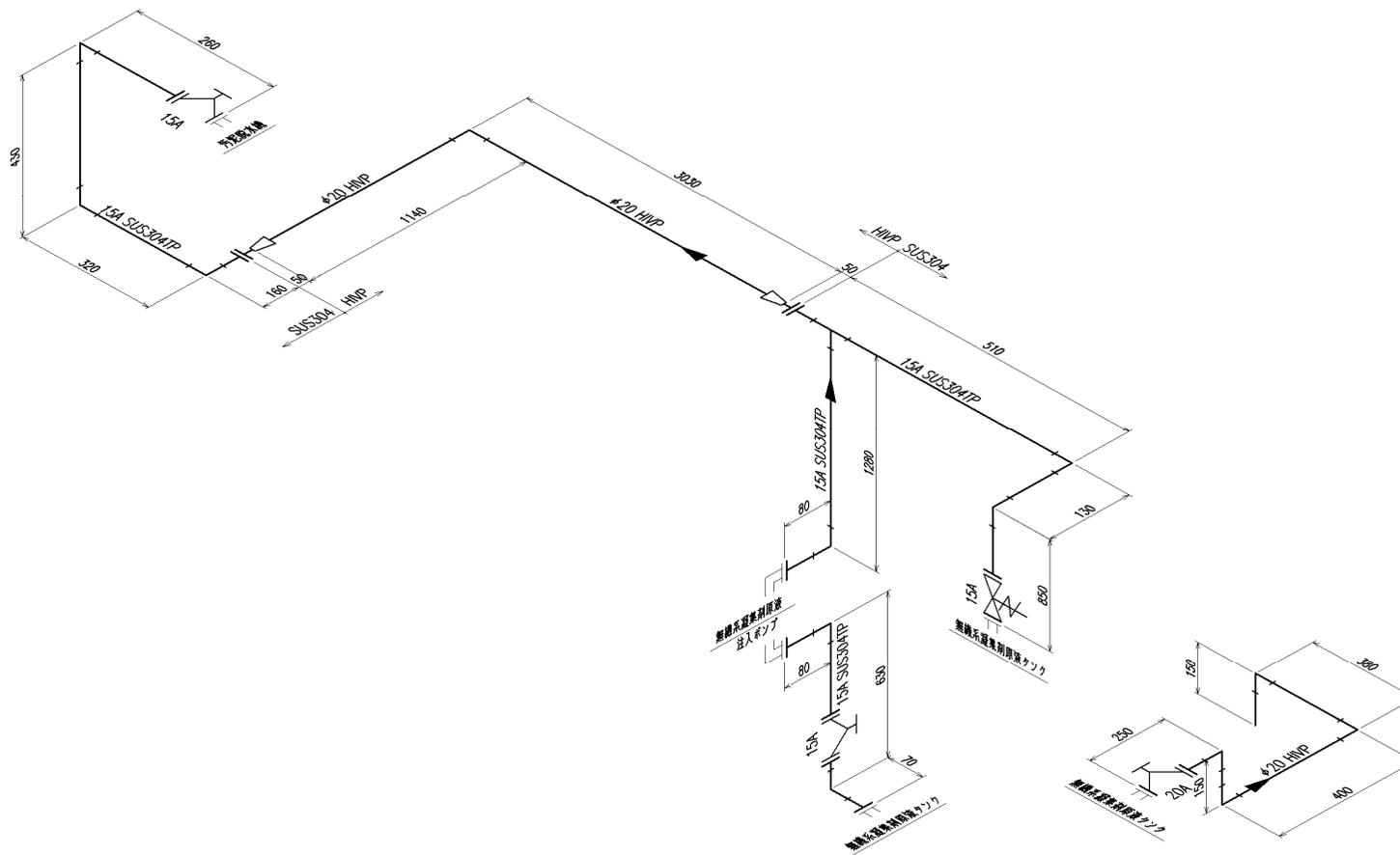
小配管

管種	口径(mm)	配管場所	区分	支持材	塗装	被覆	錯綜	配管長 (m)	
HVP	40	排水・通気用	撤去(再使用なし)	-	-	-	-	0.32+2.9	3.220
HVP	20	給水用(屋内)	撤去(再使用なし)	-	-	-	-	0.17+0.51+0.15+1.8+0.41+2.42+0.21+0.43+0.26	6.360

小配管弁・継手類

型式	口径(mm)	個数

No.	管名称
112	薬液管(ホリ鉄)(撤去)



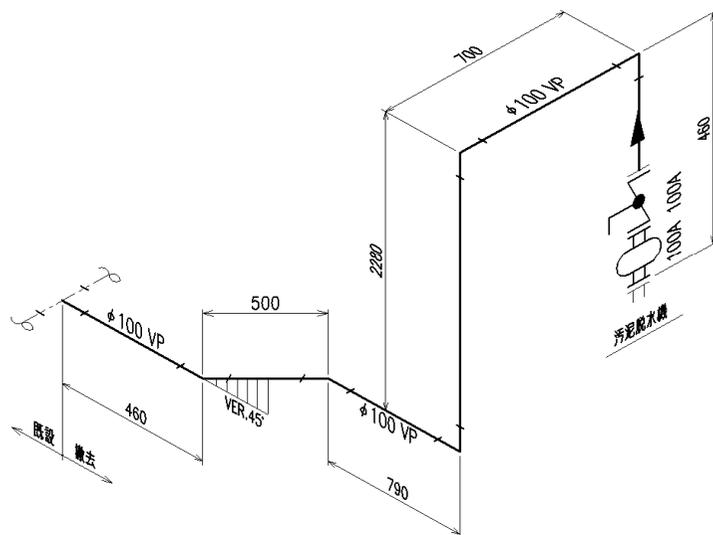
小配管

管種	口径 (mm)	配管場所	区分	支持材	塗装	被覆	錯綜	配管長 (m)	
SUS-TP(Sch40)	15	屋内配管	撤去(再使用なし)	-	-	-	-	0.07+0.63+0.08+0.08+1.28+0.51+0.13+0.85+0.16+0.32+0.43+0.26	4.800
HVP	20	給水用(屋内)	撤去(再使用なし)	-	-	-	-	3.03+1.14	4.170
HVP	20	排水・通気用	撤去(再使用なし)	-	-	-	-	0.25+0.15+0.4+0.38+0.15	1.330
HVP	16	給水用(屋内)	撤去(再使用なし)	-	-	-	-	0.05+0.05	0.100

小配管弁・継手類

型式	口径(mm)	個数

No.	管名称
114	脱臭ダクト(撤去)



小配管

管種	口径 (mm)	配管場所	区分	支持材	塗装	被覆	錯綜	配管長 (m)	
VP	100	排水・通気用	撤去(再使用なし)	-	-	-	-	0.46+0.5+0.79+2.28+0.7+0.46	5.190

小配管弁・継手類

型式	口径(mm)	個数

拾い出し根拠表

[Aグループ]

No	自	至	種別・サイズ・本数	経路	合計	計 算			
0222	POD設備動力 制御盤(1)	無機凝集剤液 位計	EM-CEE-S 1.25 sq - 2 c	P&D	3.5	0.8 + 0.8 + 0.7 + 1.2			
				RACK	12.4	(3.0)+ 0.9 + 0.6 + 3.2 + 1.5 + 0.5 + 0.9 + 1.4 + 0.4			
				CP	7.6	0.5 + 2.2 + 1.8 + 1.6 + 0.5 + (1.0)			
0218	POD設備動力 制御盤(1)	作業用電源盤 (2)	600V EM-CE 3.5 sq - 3 c	P&D	3.5	0.8 + 0.8 + 0.7 + 1.2			
				RACK	13.3	(3.0)+ 0.9 + 0.6 + 3.2 + 1.5 + 0.5 + 0.6 + 0.9 + 1.4 + 0.4 + 0.3			
				CP	6.4	0.5 + 3.4 + (2.0)+ 0.5			
			EM-IE 3.5 sq	CP	30.4	8.0 + 0.8 + 0.7 + 1.2 + (3.0)+ 0.9 + 0.6 + 3.2 + 1.5 + 0.5 + 0.6 + 0.9 + 1.4 + 0.4 + 0.3 + 0.5 + 3.4 + (2.0)+ 0.5			
			HIVE 28 mm	露出	6.4	0.5 + 3.4 + (2.0)+ 0.5			
				埋込					

